

資料2 医療等分野での番号の活用に関する議論の全体像（論点整理案）

○番号法の目的（法第1条）

- ・行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号を活用して、効率的な情報の管理と利用、他の行政事務を行う者との間で迅速な情報の授受ができるようにする
- ・これにより、①行政運営の効率化と行政分野での公正な給付と負担の確保、②手続きの簡素化など国民の利便性の向上が得られるようにする

○利用範囲（法別表）

- ・医療保険・年金の給付、保険料の徴収
- ・雇用保険等の資格取得・確認、給付
- ・生活保護、児童扶養手当等の福祉分野 等

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

医療保険のオンライン資格確認

- ・被保険者資格の確認（給付を受けるための義務）
- ・公的医療保険の公正な利用の確保

保険者間の連携

特定健診など健診データの連携・活用

予防接種の履歴管理

接種履歴の管理、本人への通知等

全国がん登録

罹患情報と死亡情報の突合

現行の番号法（マイナンバー）の枠組みの中で対応

- ・住民票情報や保険資格情報などの特定個人情報（個人番号で管理する個人情報）と情報連携が必要
- ・社会保障・行政サービスの向上・効率化に資する

質の高い医療等サービスの提供等

医療機関等の連携

（地域レベル、複数地域間での連携）

- ・病院での検査結果をかかりつけ医の診療に活用
- ・紹介・逆紹介により患者を継続的に診察
- ・救急医療で他医療機関での過去の診療情報を確認

健康・医療の研究分野

（コホート研究、大規模な分析）

利用場面の特性を踏まえ、番号のあり方や実現可能性、番号制度（マイナンバー）のインフラの活用を検討

【検討の視点】

- ・住民票情報など特定個人情報（個人番号で管理する個人情報）との紐づけが必要かどうか
- ・本人同意なしに利用することがなじむかどうか
- ・医療情報に特有の公益性・要保護性を考慮したプライバシー規則の整備 等